

ノーステック財団
ものづくり開発・グリーン成長分野
推進事業

2023年度

応募要領

公益財団法人北海道科学技術総合振興センター



**応募書類は当財団のホームページから
ダウンロードできます。**

<https://www.noastec.jp>

公 募 締 切

2023年5月18日(木)17:00 必着

※申込書類の提出は公募期間内必着です。
当日消印有効ではありません。

**2023年度 公益財団法人北海道科学技術総合振興センター（ノーステック財団）
「ものづくり開発・グリーン成長分野推進事業」（札幌市補助事業）の概要**

事業目的	札幌市の様々な産業をけん引する「重点分野」及び、札幌市産業全体の底上げが期待される「ものづくり分野」、「介護支援関連分野」及び「環境関連分野」において、「さっぽろ連携中枢都市圏」内の企業者等が行う新製品・新技術開発（既製品の改良を含む）の取り組みを支援することによって、圏域内の経済の活性化を図っていくことを目的とします。								
補助対象分野	補助金の交付対象となる事業は、下記のⅠ～Ⅲにおける新製品・新技術開発（既製品の改良を含む）に関する取り組みに対し、その経費の一部を補助する（原則、実用化・事業化の可能性の高いもの）。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 33%;">Ⅰ</th> <th style="text-align: center; width: 33%;">Ⅱ</th> <th style="text-align: center; width: 33%;">Ⅲ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(1) 食関連分野 (2) 健康福祉・医療関連分野 (3) 製造関連分野 (4) IT関連分野</td><td style="text-align: center;">(5) 介護支援関連分野^{※1}</td><td style="text-align: center;">(6) 環境関連分野^{※2}</td></tr> </tbody> </table>			Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	(1) 食関連分野 (2) 健康福祉・医療関連分野 (3) 製造関連分野 (4) IT関連分野	(5) 介護支援関連分野 ^{※1}	(6) 環境関連分野 ^{※2}
Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ							
(1) 食関連分野 (2) 健康福祉・医療関連分野 (3) 製造関連分野 (4) IT関連分野	(5) 介護支援関連分野 ^{※1}	(6) 環境関連分野 ^{※2}							
補助事業の対象者	下記(1)～(7)の要件をすべて満たす中小企業者 ^{※3} 、組合等 ^{※4} <ul style="list-style-type: none"> (1) 「さっぽろ連携中枢都市圏」を構成する市町村（※）の区域内に本社を有する企業 ※市町村：札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町、長沼町 (2) 設立後1年以上経過していること (3) 事業を実施するための経営資源、人材等を有し、事業を継続して実施する見通しがあること (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと (5) 市町村税の滞納がないこと (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生または更生手続きを行っている者でないこと (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者ではないこと 								
補助金額（限度額）	500万円以内	500万円以内	1,000万円以内						
補助率	補助対象経費総額の1/2以内 ※バリアフリー等に資する開発 ^{※6} は、 補助対象経費総額の2/3以内	補助対象経費総額の2/3以内	補助対象経費総額の2/3以内						
採択予定件数	合計 7件程度								
事業実施期間	補助金交付決定の日から 2024年3月12日(火) ※ただし、補助対象経費の支出については、2024年2月末日までに支払を終えた経費を対象とします。								
対象経費	旅費、報償費、原材料・消耗品費、人件費、通信・運搬費、機器装置等賃借料、機器装置等購入費、外注費（調査・分析・加工・共同研究費など）、その他の経費（本事業の遂行に必要と認められる経費）								
対象外経費例	① 補助対象となる経費の額は消費税仕入控除額を差し引いた金額 ② 土地及び建物の購入または借上料等に係る経費 ③ 施設等の改造費、既存設備・機械の使用料、固定資産税、水道光熱費等 ④ 販売（営業）目的となる経費（展示会等への出展料なども含む） ⑤ 銀行振込手数料（取引先が負担している場合についても、値引きと見なします） ⑥ 車両の借上費用、高速料金、駐車料金、ガソリン代等 ⑦ 食料費、接待費、会食費等の個人消費的経費 ⑧ 他の用途（営業等）との併用となっている旅費 ⑨ 派遣会社等に支払う人件費								
公募締切	2023年5月18日（木）17:00必着（※当日消印有効ではありません。必着とします。）								

※1：介護支援関連分野の対象は、情報を感知（センサー系）、判断（知能・制御系）、動作（駆動系）のいずれかの技術を有し、高齢者や介護現場の具体的ニーズ（以下6分野）の支援に資する内容が対象となります。

- ①移乗支援 ②移動支援 ③排泄支援 ④見守り・コミュニケーション ⑤入浴支援 ⑥介護業務支援

参照：厚生労働省HP（<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000209634.html>）

※2：環境関連分野の対象は以下の内容となります。

省エネ、創エネ、蓄エネ等のエネルギー関連産業や資源循環関連産業等におけるカーボンニュートラルの推進に資する製品・技術・システムの開発及び実証実験等

※3：中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2号第1項に規程する者をいう。ただし、発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外の企業）が所有している中小企業者、発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者及び大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者を除く。

※4：「中小企業団体の組織に関する法律」第3条第1項に定める事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会であって、総組合員の過半数が、補助事業対象者の（1）を満たし、かつ当該協同組合等が（2）～（3）を満たすとともに、補助対象事業の実施場所がさっぽろ連携中枢都市圏内であること。

※5：①企業等については、補助事業の対象者の要件（2）～（7）を全て満たす民間企業または組合等とします。

②大学等研究機関については、次のいずれかに該当するものとします。

ア. 大学、短期大学 イ. 独立行政法人 ウ. 公設試験研究機関（地方独立行政法人を含む）

エ. 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人並びに一般財団法人

③コンソーシアムにて申請する場合は、それぞれのコンソーシアムごとに協定書を作成し提出していただく必要があります。

（協定書の様式及び提出方法については、補助金交付決定後、別途ご案内いたします。）

※6：バリアフリー等に資する開発は、障がい者、高齢者、妊産婦、その他の者で日常生活又は社会生活において行動上の制限を受けるものや外国人の日々の暮らし（観光を含む）において障壁（下記「札幌市福祉のまちづくり条例の基本理念」①、③）となるものを取り除くこと。バリアフリー等に資する案件の認定は、申請者の申請を踏まえ、札幌市およびノーステック財団が認定することとする。

「札幌市福祉のまちづくり条例（平成10年制定）の基本理念」

○バリアフリー社会の実現に向け、解消すべき4つのバリア

①交通機関、建築物などにおける物理的なバリア ②資格制限などによる制度的なバリア ③展示や音声案内、手話サービスや文字情報の欠如などによる文化、情報面のバリア ④障がい者を庇護されるべき存在として捉えるなどの意識上のバリア
(https://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/barrier/basic/dai1sho27.html#1-1-3_2)

2023年度 ノーステック財団 「ものづくり開発・グリーン成長分野推進事業」（札幌市補助事業）応募要領

1. 事業の背景

札幌市では、平成23年1月に「札幌市産業振興ビジョン」を策定し、『札幌市経済をけん引する重点分野』を定め、『札幌市経済の高度化に向けた横断的戦略』と『札幌市経済を支える中小企業の経営革新と基盤強化』を2つの柱に産業振興を進めてきたところです。平成28年度には戦略の再整理・重点分野の見直しを行い、産業振興ビジョンの改定を行いました。

改定版ビジョンにおいても「雇用の場の確保・創出」、企業活動の活発化を通じた「企業・就業者の収入増加」の2つの目的を踏襲しながら、札幌市産業の高度化に向け「経営基盤の強化と付加価値の向上」を掲げ、新製品・サービスや新技術開発による企業の付加価値の向上を目指すこととしております。

また、平成31（令和元）年度から、札幌市（連携中枢都市）と近隣11市町村（連携市町村）は人口現象・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するために「さっぽろ連携中枢都市圏」を形成することとしました。そこで、圏域全体の経済成長をけん引するという観点から、本事業においても、札幌市内企業の他に、連携市町村内の企業の開発に対する支援も行うこととしました。

2. 事業の目的

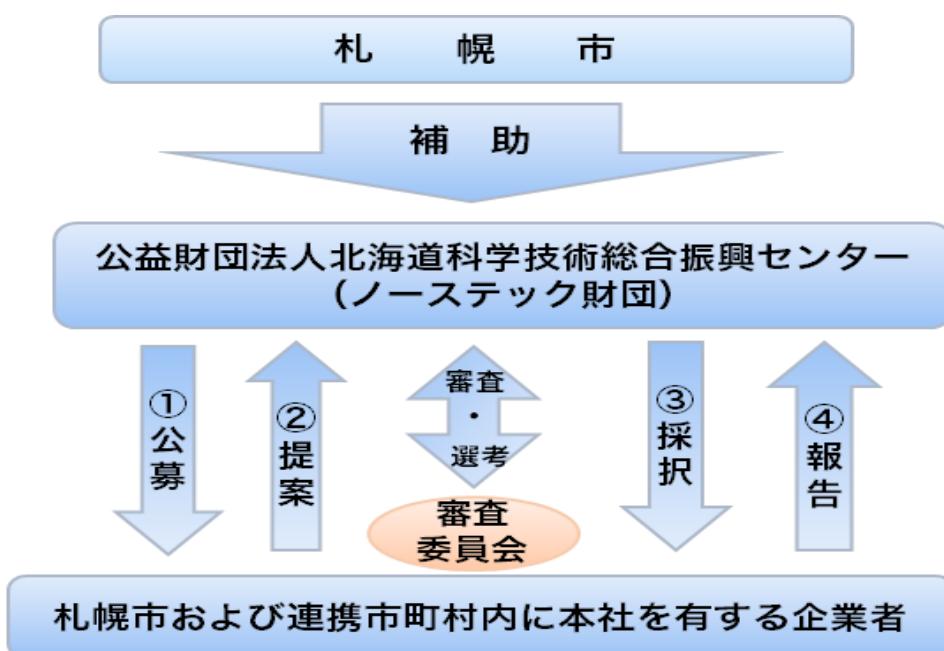
札幌市の様々な産業をけん引する「重点分野」、札幌市産業全体の底上げが期待される「ものづくり分野」、「介護支援関連分野」及び「環境関連分野」において、札幌市および連携市町村の企業者等が行う新製品・新技術開発（既製品の改良を含む）の取り組みを支援することによって、さっぽろ連携中枢都市圏の経済の活性化を図っていくことを目的とします。

3. 事業のしくみ

本事業は、公益財団法人北海道科学技術総合振興センター（ノーステック財団）が、札幌市からの補助事業（ものづくり開発・グリーン成長分野推進事業補助金）を活用して、札幌市内・連携市町村内企業者等が行う新製品・新技術開発（既製品の改良を含む）の取り組みを支援（補助）するものです。

札幌市・連携市町村に本社（団体の場合は主たる事業所）を有する企業者等から提案を受け、有識者による選考を経て、近い将来に実用化・事業化が期待されるいくつかの提案に対し、予算の範囲内で支援（補助）を行います。

【事業スキーム】



4. 補助対象と補助金額

補助金の交付対象となる事業は、下記の分野における新製品・新技術の開発（既製品の改良を含む）に関する取り組みに対し、その経費の一部を補助する（原則、実用化・事業化の可能性の高いもの）。

- I. (1) 食関連分野 (2) 健康福祉・医療関連分野 (3) 製造関連分野 (4) I T 関連分野
- II. (5) 介護支援関連分野
- III. (6) 環境関連分野

I. (1) 食関連分野 (2) 健康福祉・医療関連分野 (3) 製造関連分野 (4) I T 関連分野

【 補助対象者 】

下記の要件をすべて満たす中小企業者※¹、組合等※²を対象とする。

- ①「さっぽろ連携中枢都市圏」を構成する市町村（※）の区域内に本社を有する企業
※市町村：札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町、長沼町
- ②設立後1年以上経過していること
- ③事業を実施するための経営資源、人材等を有し、事業を継続して実施する見通しがあること
- ④地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと
- ⑤市町村税の滞納がないこと
- ⑥会社更生法、民事再生法等に基づく再生または更生手続きを行っている者でないこと
- ⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者ではないこと

※1：中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2号第1項に規定するものをいう。ただし、発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外の企業）が所有している中小企業者、発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者及び大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者を除く。

※2：「中小企業団体の組織に関する法律」第3条第1項に定める事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会であって、総組合員の過半数が、上記①を満たし、かつ当該協同組合等が上記②～③を満たすとともに、補助対象事業の実施場所がさっぽろ連携中枢都市圏域内であること。

【 補助金額（補助率）】

限度額：500万円（補助率：補助対象経費の1/2以内）・・・千円未満切り捨て

※バリアフリー等に資する開発の補助率は、補助対象経費の2/3以内

バリアフリー等に資する開発は、障がい者、高齢者、妊産婦その他の者で日常生活又は社会生活において行動上の制限を受けるものや外国人の日々の暮らし（観光を含む）において障壁（下記「札幌市福祉のまちづくり条例の基本理念」①、③）となるものを取り除くこと。バリアフリー等に資する案件の認定は、申請者の申請を踏まえ、札幌市およびノーステック財団が認定することとする。

「札幌市福祉のまちづくり条例（平成10年制定）の基本理念」

○バリアフリー社会の実現に向け、解消すべき4つのバリア

- ① 交通機関、建築物などにおける物理的なバリア
- ② 資格制限などによる制度的なバリア
- ③ 展示や音声案内、手話サービスや文字情報の欠如などによる文化、情報面のバリア
- ④ 障がい者を庇護されるべき存在として捉えるなどの意識上のバリア

(https://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/barrier/basic/dai1sho27.html#1-1-3_2)

II. (5) 介護支援関連分野

介護支援関連分野の対象は、情報を感知（センサー系）、判断（知能・制御系）、動作（駆動系）のいずれかの技術を有し、高齢者や介護現場の具体的ニーズ（以下6分野）の支援に資する内容が対象となります。

- ①移乗支援 ②移動支援 ③排泄支援 ④見守り・コミュニケーション ⑤入浴支援
- ⑥介護業務支援

参照：厚生労働省HP

介護ロボットの開発・普及の促進支援について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000209634.html>

ロボット技術の介護利用における重点分野（概要）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000209634.html>

【補助対象者】

下記の要件をすべて満たす中小企業者※¹、組合等※²を対象とする。

- ①「さっぽろ連携中枢都市圏」を構成する市町村（※）の区域内に本社を有する企業
※市町村：札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町、長沼町
- ②設立後1年以上経過していること
- ③事業を実施するための経営資源、人材等を有し、事業を継続して実施する見通しがあること
- ④地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと
- ⑤市町村税の滞納がないこと
- ⑥会社更生法、民事再生法等に基づく再生または更生手続きを行っている者でないこと
- ⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者ではないこと

※1：中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2号第1項に規定するものをいう。

ただし、発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外の企業）が所有している中小企業者、発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者及び大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者を除く。

※2：「中小企業団体の組織に関する法律」第3条第1項に定める事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会であって、総組合員の過半数が、上記①を満たし、かつ当該協同組合等が上記②～③を満たすとともに、補助対象事業の実施場所がさっぽろ連携中枢都市圏域内であること。

【補助金額（補助率）】

限度額：500万円（補助率：補助対象経費の2/3以内）・・・千円未満切り捨て

III. (6) 環境関連分野

環境関連分野の対象は省エネ、創エネ、蓄エネ等のエネルギー関連産業や資源循環関連産業等におけるカーボンニュートラルの推進に資する製品・技術・システムの開発及び実証実験等となります。

【補助対象者】

「環境関連分野」については中小企業者、組合等の他、大企業も対象とする。

- ①「さっぽろ連携中枢都市圏」を構成する市町村（※）の区域内に本社を有する企業
※市町村：札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町、長沼町

- ②設立後 1 年以上経過していること
- ③事業を実施するための経営資源、人材等を有し、事業を継続して実施する見通しがあること
- ④地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと
- ⑤市町村税の滞納がないこと
- ⑥会社更生法、民事再生法等に基づく再生または更生手続きを行っている者でないこと
- ⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 3 条又は第 4 条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者ではないこと
- ⑧上記②～⑦を満たす「さっぽろ連携中枢都市圏」内企業等を代表として、市町村内外企業等・大学研究機関等により構成したコンソーシアム^{※1}

※1：企業等については、上記②～⑦を全て満たす民間企業または組合等とします。
：大学等研究機関については、次のいずれかに該当するものとします。
　ア. 大学、短期大学　イ. 独立行政法人　ウ. 公設試験研究機関（地方独立行政法人を含む）
　エ. 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人並びに一般財団法人
：コンソーシアムにて申請する場合は、それぞれのコンソーシアムごとに協定書を作成し提出していただく必要があります。
(協定書の様式及び提出方法については、補助金交付決定後、別途ご案内いたします。)

【 補助金額（補助率）】

限度額：1,000 万円（補助率：補助対象経費の 2/3 以内）・・・ 千円未満切り捨て

I. II. III. 共通項目

【補助対象経費】

事業を遂行するために直接必要となる下記の経費を対象とする。

人件費	本事業に直接的に関わる従業員（役員を除く）の人件費 ※就業時間内における直接作業時間を補助対象とします (時間単価＝基本給与月額×12ヶ月／年間所定労働時間)		
	I	(1) 食関連分野 (2) 健康福祉・医療関連分野 (3) 製造関連分野	補助対象経費の1/2以内 かつ500万円以内
		(4) I T 関連分野	補助対象経費の2/3以内 かつ650万円以内
		(1)～(4) のうち、 バリアフリー等に資する開発	補助対象経費の2/3以内 かつ500万円以内
	II	(5) 介護支援関連分野	補助対象経費の1/3以内 かつ500万円以内
	III	(6) 環境関連分野	補助対象経費の1/3以内 かつ500万円以内
機器装置等購入費※1	本事業の遂行に必要な実験装置、測定機器、その他設備・備品等の購入に要した経費 ※取得価格（消費税込み）が10万円以上かつ耐用年数が1年以上のもの		
	I	(1) 食関連分野 (2) 健康福祉・医療関連分野 (3) 製造関連分野 (4) I T 関連分野	補助対象経費の2/3以内 かつ650万円以内
	II	(5) 介護支援関連分野	補助対象経費の1/3以内 かつ500万円以内
	III	(6) 環境関連分野	補助対象経費の1/3以内 かつ500万円以内
旅費※2	本事業に直接的に関わる役員・従業員旅費、外部専門家・技術指導員等招聘旅費		
報償費	外部専門家・技術指導員等に係る技術指導費及びコンサルタント費		
原材料・消耗品費	本事業の遂行に直接要する試薬、資材、部品、消耗品、書籍等の購入に要する経費 ※取得価格（消費税込み）が10万円未満または耐用年数が1年未満のもの		
通信・運搬費	本事業の遂行に直接要する切手、宅配料等の経費		
機器装置等賃借料	本事業の遂行に直接使用する実験装置、測定機器、その他設備・備品等の賃貸・リースに要した経費		
外注費 (調査・分析・加工・共同研究費など)	<ul style="list-style-type: none"> ●調査：本事業の遂行に必要な各種調査業務を外部に委託する経費 ●分析：本事業の遂行に直接要する試薬、資材、部品の製作および外注分析に要する経費 ●加工：本事業の遂行に必要な機器・設備類の製造費、改造費、修繕経費等（パッケージデザイン料等を含む） ●共同研究費：本事業の遂行に必要な大学・試験研究機関等との共同研究に要する費用 		
その他の経費	上記の他、本事業の遂行に必要と認められる経費（特許取得費用等）		

次のものは補助対象となりませんので注意してください。

- ① 補助対象となる経費の額は消費税仕入控除額※3を差し引いた金額（但し、免税事業者はこの限りではない）
- ② 土地及び建物の購入または借上料等に係る経費
- ③ 施設等の改造費、既存設備・機械の使用料、固定資産税、水道光熱費等
- ④ 販売（営業）目的となる経費（展示会等への出展料なども含む）
- ⑤ 銀行振込手数料（取引先が負担している場合についても、値引きと見なします）
- ⑥ 車両の借上費用、高速料金、駐車料金、ガソリン代等
- ⑦ 食料費、接待費、会食費等の個人消費的経費
- ⑧ 他の用途（営業等）との併用となっている旅費
- ⑨ 派遣会社等に支払う人件費

- ※1：原則、パーソナルコンピュータ、プリンタ、コンピュータ周辺機器、デジタルカメラ等の汎用物品は補助対象外とします。
- ※2：旅費については、国内旅費に限ります。また、交通費は実費（ただし、特別車両料金、特別船室料金、特別席料金等を除く）とし、宿泊費及び日当については、原則として、社内規程によることとしますが、規程類が未整備の場合は実費を基に算定します。
- ※3：消費税等仕入控除税額とは、補助事業者が課税事業者の場合、補助事業に係る課税仕入れに伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することとなるため、この還付と補助金交付が二重にならないよう、課税仕入れの際の消費税及び地方消費税相当額については、原則として予め補助対象経費から減額しておくこととしています。この消費税及び地方消費税相当額を「消費税等仕入控除税額」といいます。

5. 事業実施期間

補助金交付決定の日 から **2024年3月12日（火）** まで

※ただし、補助対象経費の支出については、2024年2月末日までに支払を終えた経費を対象とします。

6. 採択予定件数 I～IIIの分野合計 7件程度

7. 申請手続き及び日程

申請をされる方は、募集期間内に次の申請書等を、ノーステック財団 ビジネスソリューション支援部（下記「10. 提出方法・問い合わせ先」参照）に提出してください。

申請書等の様式（様式1～5）は、財団ホームページ（<http://www.noastec.jp/>）からダウンロードできます。

【提出書類】

- (1) 提出書類チェックリスト
(2) 補助金申請書類（様式1～5）一式

- ① 正本：1部（片面印刷、左肩ホチキス留め）
② 副本：8部（片面印刷、左肩ホチキス留め）

※個別にファイリングをする必要はありません。ホチキス留めのままご提出ください。

- ③ 補助金申請書類（様式1～5）の電子データ（Word、Excel）：一式

※作成した補助金申請書類（様式1～5）をCD-R等に保存して、ラベル等に事業計画名、企業名を記載してください。

【補助金申請書類】

様式1： ものづくり開発・グリーン成長分野推進事業（札幌市補助事業）申込書

様式2： 事業計画書

様式3： 実施計画書（事業実施におけるスケジュール）

様式4： 補助対象経費積算書

様式5： 企業・団体概要（環境関連分野でコンソーシアムの場合、様式5-1、5-2）

（3）その他提出書類（各1部）

- ① 企業等パンフレット
② 定款（または寄附行為）
③ 企業・団体の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）※ … 法務局より取得
④ 直近3期分の決算報告書の写し

（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、販売費及び一般管理費内訳表、製造原価報告書等）

- ⑤ 法人市民税、町民税、村民税の納税証明※ … 各市役所、町・村役場または各市税事務所より取得

※登記簿謄本（履歴事項全部証明書）および法人市民税等の納税証明につきましては、
3ヶ月以内の原本を提出して下さい。（法人市町村民税の納税証明の請求については、各市町村のホームページをご覧ください。）
「（別紙）札幌市納税証明請求書 記載例」を参考としてください。

【注意事項】

- ・本提出書類は全て必須書類ですので、不備がある場合は、一切受付けません。
- ・各様式とも手書きや切り貼りしたものは、一切受付けません。

8. 審査及び採択後の手続き等

(1) 審査方法

【選定方法】

選定に当たっては、当財団による要件審査を経て、当財団が組織する「審査委員会」において、「補助金の目的との適合性」及び、下記の「評価の観点」について、書類およびヒアリング（必要に応じて実施）による審査を行った上で決定いたします（ヒアリング審査対象者には別途通知します）。なお、応募件数が多数の場合は、当財団と札幌市による一次審査（書類審査）を実施する場合があります。

【評価の観点】

(1) 開発内容に係る技術的観点	
①開発目標の妥当性	開発の目標が、具体的かつ明確に設定されており、且つ妥当であること。
②開発計画の妥当性	事業計画（予算を含む）において、目標達成のための課題が明確で、その解決方法が適切であること。また、その具体的実施内容が目標達成の観点で実現性が高いこと。
③開発内容の新規性・独自性等	開発の内容に、新規性または独自性等を有していること。
(2) 実用化・事業化の観点	
④実用化・事業化の可能性	将来、実用化・事業化の可能性が高いこと。また、本開発後の生産・販売・市場獲得等の事業化計画が妥当であること。
⑤実用化・事業化による波及効果	実用化・事業化が達成された場合、地域経済の振興、産業の発展への波及効果が相当程度見込まれること。

(2) 採択後の手続き等

【内定】

2023年7月上旬を目途に採否を内定する予定です。採否の結果は、申請者に対し文書でお知らせします。なお、補助金申請額の積算内容を精査し、その一部を修正させていただく場合があります。

【採択・公表】

採択された事業計画については、補助金交付決定後、財団ホームページや札幌市ホームページにて公表（事業の名称・内容など）いたします。

【補助金の交付】

採択内定事業者には、当財団が定める補助金交付申請書を提出していただきます。詳しくは、内定通知時に改めてお知らせします。

【補助金に係る経理】

原則、補助金の管理責任は申請事業者（コンソーシアムの場合は、コンソーシアムの申請代表者）が負い、補助金交付規定等に従って、補助金を適正に執行していただきます。

【報告書等の提出】

事業完了後、補助事業実績報告書（2024年3月5日（火）まで）、補助事業完了報告書（2024年3月12日（火）まで）を提出していただきます。

なお、提出いただく報告書の様式は、補助金交付通知のときに併せて送付・通知します。

また、事業終了後、成果に関するフォローアップ活動にご協力いただきます。

【事業成果の公表】

事業成果は、公表を原則としておりますので、札幌市が作成する本事業の成果事例集や当財団のホームページ等に掲載させていただく予定です（ただし、特許出願などの知的財産戦略上、支障がある場合を除きます）。

また、札幌市やノーステック財団が実施するセミナー等で発表していただく場合がありますので、ご協力願います。

9. その他

- 国や道など、他の助成制度（補助事業、委託事業）等による財政的支援を受けている事業（予定を含む）については、交付申請を行うことはできません。なお、採択後に他の支援を受けていることが判明した場合は、交付の決定を取り消す場合があります。
- 2021年度、2022年度の2ヶ年度続けて当該事業の交付を受けた事業者は、本年度の当該事業へ応募することはできません。
- 本補助金の交付を受けた事業者は、同一年度かつ同一テーマで他の助成制度への交付申請を行うことはできません。
- 申請書及び添付書類は返却しませんのでご了承ください。
- 本事業では、申請書類の取り扱いは厳重に行います。
- 採択案件の内容は、原則として一般に公表します。また、補助事業者に対しては、今後、補助事業の成果による売上を報告していただく（事業終了後5年間）ほか、財団が行う成果普及等の事業に対してご協力していただく場合があります。

10. 提出方法・問い合わせ先

所定の様式を、下記の提出期間内に提出してください。

◆ 提出期限：【期限】 2023年5月18日（木） **17:00必着**
【時間】 9:30～12:00、13:00～17:00／月曜～金曜（祝祭日を除く）

◆ 提出方法：持参または、郵便・宅配便等による送付
なお、E-mail および FAX による提出は受け付けません。

◆ 提出先：〒001-0021
札幌市北区北21条西12丁目 北海道大学構内 コラボほっかいどう
公益財団法人 北海道科学技術総合振興センター（ノーステック財団）
ビジネスソリューション支援部 桑田、町田、福山
TEL : 011-792-6119 E-mail : hcluster@noastec.jp

(別紙) 札幌市納稅證明請求書 記載例

所得(市・道民税)証明・納税証明・課税証明請求書

年 月 日

どなたの証明が必要ですか。		電話	—	—
現住所				
1月1日の住所				
フリガナ (法人の場合のみ代表者印が必要です。)				
氏名				
生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日 (印)				
ほかに同居の親族の方の証明書が必要な場合は、その氏名をお書きください。				
フリガナ	フリガナ	フリガナ		
氏名	氏名	氏名		
明・大・昭・平・令 年 月 日生	明・大・昭・平・令 年 月 日生	明・大・昭・平・令 年 月 日生		
窓口に来られた方 (本人が来られた場合は、記入不要です。)		電話	—	—
住 所		フリガナ (法人の場合のみ代表者印が必要です。)	代理人	
フリガナ		(印) 同居の親族(続柄)		
氏名		(印) その他		
生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日				
使 用 目 的 (□内に✓印を記入してください。)				
□扶養認定	□限度額適用認定	□高額療養費	□公営住宅	□ビザ(VISA)
□融資申込	□指名願	□車両登録	□不妊治療	
□公的年金等の受給		□国民年金保険料免除	□幼稚園・保育所入所等	
□軽自動車車検		□児童手当	□児童扶養手当	
□学校関係()				
<input checked="" type="checkbox"/> その他 (ものづくり開発・グリーン成長分野推進事業補助金の申請)				
必要な証明の種類など (□内に✓印を記入し、必要な年数と通数を記入してください。)				
証明種類	証明項目(税目)	年度・通数		
□所得(市・道民税) 証明	⇒ <input type="checkbox"/> 所得金額のみ <input type="checkbox"/> 所得金額と市・道民税額と控除の内訳 <input type="checkbox"/> 所得金額と市・道民税額	年1月1日 から12月31日までの所得 (年度) 通		
✓納税証明 (課税額と納付状況)	⇒ <input type="checkbox"/> 市・道民税 <input type="checkbox"/> 法人市民税 <input type="checkbox"/> 事業所税 事業年度 (年 月 日から 年 月 日まで)			
□課税証明 (課税額のみ)	⇒ <input type="checkbox"/> 軽自動車税(車両番号: 札幌) <input type="checkbox"/> 固定資産税(土地・家屋分) 区課税分 <input type="checkbox"/> 固定資産税(償却資産分) 区課税分 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (指名願用・酒販免許用・公益法人認定用)	年度 通		

以下は記入しないでください。――

受付	作成	交付	確 認	備 考	証明件数	手数料
			免許・パス・障手・マイC 身分証・在留C等・資格証 保険証・年手・預通・診察券 キャッシュ・クレジットC・学生証 その他()		所得 課税 納税	件× 400 円 件 件× 免除

(注意) ○法人の場合は「現住所」欄に所在地を、「1月1日の住所」欄に本店所在地を、また、「氏名」欄に法人名及び代表者氏名を記入してください。
○窓口に来られた方は、**運転免許証など官公署発行の顔写真付きの本人確認書類（1点）**、または**健診保険証など顔写真の付いていない本人確認書類（2点）**が必要です
○代理人の場合には「委任状」が必要です。ただし、代理人が本人と同居する親族である場合には、「委任状」は不要です。

2023年度 ノーステック財団
「ものづくり開発・グリーン成長分野推進事業」（札幌市補助事業）

＜提出書類チェックリスト＞

※提出書類の漏れがないかどうかについてチェックを入れ、同封して下さい。

		チェック欄	提出書類	提出部数	CD-R格納
申込書類（正本）	作成が必要な書類	<input type="checkbox"/> 様式 1	申込書	1	○
		<input type="checkbox"/> 様式 2	事業計画書	1	○
		<input type="checkbox"/> 様式 3	実施計画書	1	○
		<input type="checkbox"/> 様式 4	補助対象経費積算書	1	○
		<input type="checkbox"/> 様式 5	企業・団体概要	1	○
		<input type="checkbox"/> 補足資料 ※様式 2 の事業計画に対して補足資料がある場合、5枚以内に取りまとめたうえで補足資料として添付して下さい。必須書類ではありません。		1	○
写し（副本）		<input type="checkbox"/>	申込書類（様式 1～5）、補足資料の写し	8	—
補足資料		<input type="checkbox"/> 企業概要等パンフレット		1	—
		<input type="checkbox"/> 定款（又は寄附行為）		1	—
		<input type="checkbox"/> 登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ※提出日から3ヶ月以内のもの		1	—
		<input type="checkbox"/> 決算報告書（直近3期分） ※貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、販売費及び一般管理費内訳表、 製造原価報告書など		各 1	—
		<input type="checkbox"/> 法人市町村民税の納税証明 ※提出日から3ヶ月以内のもの		1	—
電子媒体		<input type="checkbox"/> C D - R 又は D V D - R 等の電子媒体 申込書類（様式 1～5 Word、Excel）、補足資料を保存したもの		1	—
		<input type="checkbox"/> 提出する申込書類等の正本と C D - R 等に格納した内容が一致していること ※ラベル等で事業計画名、企業名が記載されていること		—	—
その他		<input type="checkbox"/>	申込書類（正本、副本）は片面印刷（A4版）になっていること	—	—

アンケートにご協力お願いします

○本補助金をどのようにお知りになりましたか？該当するものに○をつけてください。

- a. 補助金説明会 b. 紹介された（行政・商工会・商工会議所・支援機関・他： ）
 c. メルマガ（配信先： ） d. ホームページ（札幌市・ノーステック・他： ）
 e. チラシ（受領場所： ） f. 成果事例集 g. 成果発表会
 h. 展示会（展示会名： ） i. その他（ ）

○応募要領はどのように入手されましたか。

- a. ノーステック財団ホームページよりダウンロードした
 b. 冊子が郵送されてきた c. 設置されている冊子を入手した（場所： ）
 c. その他（ ）

ご協力ありがとうございました。

整 理 番 号
2023- -

2023年 月 日

**2023年度 ノーステック財団
「ものづくり開発・グリーン成長分野推進事業」（札幌市補助事業）申込書**

本書のとおり申込みいたします。

1. 申込事業者（企業・団体）

（フリガナ）						
企業・団体名	※ 札幌市内、連携市町村内に本社を有する企業・団体に限ります。					
（フリガナ）						
代表者 職・氏名						
本社・本部 所在地	〒 一					
連絡先	TEL :					
（フリガナ）						
申込書作成者 担当者 職・氏名	※申込書の記述に関し説明のできる方を記名してください。					
連絡先	TEL : E-mail :					
提案分野 (※該当する分野 に○を記載。但し バリアフリーは◎ を記載。)	食	健康福祉 ・医療	製造	IT	介護支援	環境
バリアフリー等 に資する開発	<p><u>※赤字は削除して記載下さい。</u> 「バリアフリー等に資する開発」として申請する場合、バリアフリーに資する点を列挙してください。バリアフリー等に資する開発の認定は、札幌市とノーステック財団で行います。(応募要領P 2参照)</p>					
事業計画名	(事業内容が明確にわかるように記載してください)					
※事業の概要 (400字以内・字数厳守)						
<申込事業者（企業・団体）の主な開発実績・蓄積>						
<p>※過去3ヶ年における自社の開発実績や共同研究実績などについて、年別に箇条書き（テーマ名、開発概要など）で記載してください。</p>						

(過去3ヶ年において他の助成制度等の利用(現在申請中のものを含む)の有無)

無 有

※助成制度の利用がある場合

実施中 申請中 過去に実施

助成機関名		助成制度名	
テーマ名			
助成期間	年 月～ 年 月	助成金額	

実施中 申請中 過去に実施

助成機関名		助成制度名	
テーマ名			
助成期間	年 月～ 年 月	助成金額	

実施中 申請中 過去に実施

助成機関名		助成制度名	
テーマ名			
助成期間	年 月～ 年 月	助成金額	

実施中 申請中 過去に実施

助成機関名		助成制度名	
テーマ名			
助成期間	年 月～ 年 月	助成金額	

● 文字や文章の強調

ポイントとなる文字や強調したい文章には、色を変える、下線を引く、太字にする、フォントを変える等強調してください。

● 写真や図の活用

事業計画書の記載について、写真や図グラフを活用して、イメージが掴みやすいよう工夫してください。

● 統計データの活用

市場の推移・動向などで、客観的・定量的なデータ等があれば、そのデータを活用して説明してください。

(様式 2)

事 業 計 画 書

※様式 2 全体で、6枚以内で記載してください。

事業計画名			
事業実施期間	(着手) 交付決定の日 ~ (完了) 2024年3月12日		
補助対象 経費総額	円	補助金申請額 (補助対象経費 × 補助率)	円

各記載項目について記載してください。記載項目にない事項についても記載したい内容がありましたら記載してください。

1. 事業に取り組む背景

※本件製品開発・技術開発を計画するに至った背景・動向について、社会的意義、市場ニーズ、社内の事業位置付け等を記載してください。

- ①弊社の概要
- ②弊社の強み
- ③弊社の課題
- ④本件開発製品・技術の社会的ニーズ、社会的意義
- ⑤本件開発製品・技術の市場ニーズ
- ⑥本件事業の社内での位置付け（新規事業への進出、本業の市場拡大等）
- ⑦その他

2. 事業の具体的内容・目標

- ①本件事業で開発する新製品・新技術は何か、具体的に記載してください。
- ②開発目標
- ③製品化・技術開発のための課題
- ④課題解決のための具体的な取組
- ⑤その他

3. 新規性・付加価値

①開発製品・技術・システムの既存（類似）製品・技術・システムの現状

既存（類似）製品・技術・システムの有無。ある場合、その主な担い手企業、市場について。

②本件開発製品・技術・システムの新規性・独自性

インターネット検索等で類似製品・技術・システムが見つかる場合、そうしたものとの差異について。

③本件開発製品・技術・システムの付加価値、優位性

④その他

	現状	本件
新規性		
独自性		
付加価値		
優位性		
その他		

4. 事業計画

実施項目（実施期間）、実施内容、成果目標を箇条書きで記載

本項目記載事項が、（様式3）実施計画書に反映

5. 事業予算

※別紙「補助対象経費積算書（様式4）のとおり

6. 開発体制および役割分担等

①開発体制（外部機関との役割分担）

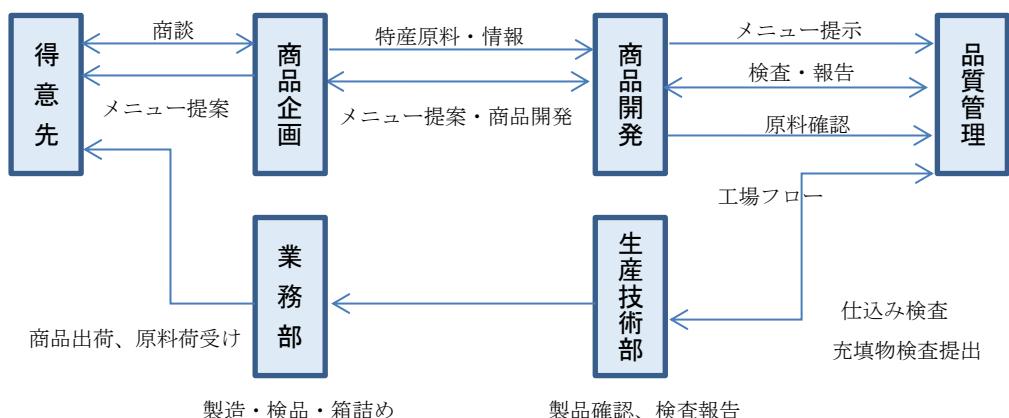
※下表のような形で申請者及び関係する機関の役割や実施する内容を記載して下さい。

実施内容	申請者	共同実施者	外部関連者
	（様式3）実施計画書の「実施内容」と同一の内容を記載	具体的に実施することを箇条書きで記載。	
1. ～の企画・設計	仕様・図面の作成	A社（共同開発企業） ・仕様の作成	
2. 試作機の作成	各備品の組立		C社（外部委託先） ・～部分の作成
3. 試作機の稼働実験	・試験稼働 ・データ収集	B大学（共同研究機関） ・データ分析、モデル作成	D（協力販売先等） ・試作品の評価

②社内体制

社内の体制について、記載してください

【事業の組織体制図（イメージ図）】



7. 製品化・事業化に向けたビジネスプラン

①製品化・事業化の時期はいつ頃を目指しているか。価格の想定も記載してください。

②販売する市場・ターゲットはどこを想定しているか

③販売開始後、3年間のビジネスプラン（生産量・売上高等を表にしてください。）

	1年目（2024年度）	2年目（2025年度）	3年目（2026年度）
売上高	2,000万円	2,400万円	2,880万円
既存先	1,500万円	1,800万円	2,160万円
新規先	500万円	600万円	720万円
年増率	—	20%	20%
根拠	既存大手卸売業者の売上高約3%, 1,000万円、新規販売先、確約500万円で試算。	既存先の前年実績贈と新規先の取引増加を年20%と見て試算。	既存先の前年実績贈と新規先の取引増加を年20%と見て試算。

④特許等取得の計画

⑤他企業への技術移転、派生製品開発等更なる事業展開の計画があれば記載して下さい。

⑥事業化による波及効果

事業化によりもたらされる効果、創造される市場や社会への影響や効果等を記載してください。

環境関連分野については、環境関連産業の活性化、市民生活の向上につながる効果（原則、可能な限り定量化した数値目標）を記載してください。

⑦その他

【専門用語解説】

専門用語について、適宜解説してください。

申請書を確認して、当財団から追加で専門用語の解説をお願いする場合があります。

【事業の主たる実施場所等】

所在地：

開発責任者の部署：

役職・氏名：

連絡先：TEL

E-mail :

(様式3)

実施計画書（事業実施におけるスケジュール）

(企業名・団体名)

実施内容	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(成果目標)									
(成果目標)									
(成果目標)									
(成果目標)									
(成果目標)									
(成果目標)									
(成果目標)									
(成果目標)									
(成果目標)									

※「事業計画書(様式2)」4. 事業計画で記述した実施項目、内容毎に記載。

※実施項目毎に始期と終期を矢印で記載。

※実施項目毎に開発等による成果目標を記載。
備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用してください。

補助対象経費積算書

(企業名・団体名) 株式会社○○○○○

バリアフリー等に資する開発又は、介護支援関連分野、環境関連分野の場合は、F列(補助金充当額の欄)に補助率2/3の計算結果を入れてください。

単位：円

補助対象 経費区分	積算内容 【品名（単価、数量等を含む）・仕様等】	備考 (使用用途等)	事業経費 (税抜)	補助対象経費 (税抜)	補助金充当額 (税抜)
旅 費	職員旅費：札幌↔東京1泊@75,000円×2回×2人	実証試験打合せ	300,000	300,000	150,000
	専門家旅費：東京↔札幌1泊@65,000円×2回	実証試験立会アドバイス	130,000	130,000	65,000
	小計		430,000	430,000	215,000
報 償 費	専門家謝金 (@20,000円×2回)	実証試験立会アドバイス	40,000	40,000	20,000
					0
	小計		40,000	40,000	20,000
原 材 料 ・ 消 耗 品 費	試作原材料費一式	試作機用	830,000	830,000	415,000
					0
	小計		830,000	830,000	415,000
人 件 費	財団太郎：@2,523×900時間	設計・製作他	2,270,700	2,270,700	1,135,350
	財団次郎：@2,150×850時間	設計・製作他	1,827,500	1,827,500	913,750
	財団三郎：@1,469×950時間	設計・製作他	1,395,550	901,800	450,900
	小計		5,493,750	5,000,000	2,500,000
通 信 ・ 運 搬 費	試作機輸送費一式	実証試験郵送	100,000	100,000	50,000
					0
	小計		100,000	100,000	50,000
機 器 装 置 等 賃 借 料	機械リース料 (@75,000×7ヶ月)	測定用機器	525,000	525,000	262,500
	測定試験会場使用料	○○試験場	300,000	300,000	150,000
	小計		825,000	825,000	412,500
機 器 装 置 等 購 入 費	3Dソフト一式	設計・製作	1,000,000	1,000,000	500,000
	○○分析装置一式	試作機用	1,775,000	1,775,000	887,500
	小計		2,775,000	2,775,000	1,387,500
外 注 費	試作機製作	試作機一式	1,000,000	0	0
	共同研究費 (○○大学)	研究委託	500,000	0	0
	小計		1,500,000	0	0
その 他 経 費					0
					0
	小計		0	0	0
合 計			11,993,750	10,000,000	5,000,000
補助金申請額合計	※補助金額（限度額）、補助率、人件費・機器購入費の補助率等については、提案分野により異なりますので、下記及び応募要領P1、P7にてご確認下さい。 ※千円未満切り捨て				5,000,000

<参考>

分野	I	II	III
	(1) 食関連分野 (2) 健康福祉・医療関連分野 (3) 製造関連分野 (4) IT関連分野	(5) 介護支援関連分野	(6) 環境関連分野
補助金額 (限度額)	500万円以内	500万円以内	1,000万円以内
	補助対象経費総額の1/2以内 ※バリアフリー等に資する開発は、 補助対象経費総額の2/3以内	補助対象経費総額の2/3以内	補助対象経費総額の2/3以内
補助率	人件費 (補助対象経費総額の1/2 500万円以内) ※IT分野2/3 650万円以内 バリアフリー2/3 500万円以内	人件費 (補助対象経費総額の2/3 500万円以内)	人件費 (補助対象経費総額の1/3 500万円以内)
	機器購入費 (補助対象経費総額の2/3 650万円以内)	機器購入費 (補助対象経費総額の2/3 650万円以内)	機器購入費 (補助対象経費総額の1/3 500万円以内)

(様式5-1)

企業・団体概要

企業・団体名		代表者 役職・氏名		
本社所在地	〒 TEL : URL :			
連絡担当者	(所属) (役職／氏名) TEL : E-mail :			
設立年月日	年　月　日	資本金又は 出資金総額		
日本標準産業分類 における中分類		従業員数	人 (常勤：　人、非常勤　人)	
事業内容	主な業務内容と 売上構成(%)			
	主な取引先	販売先 仕入先		
	主な株主と 比率(%) 又は構成員			
	事業概要			
	決算状況	(単位：円)		
		決算期	年　月期 (直近期)	年　月期 (前期)
売上高				
営業利益				
経常利益				
当期利益				
総資産額※1				
純資産額※2				

※1. 決算書の貸借対照表の「資産の部合計」の数値を記載
 ※2. 決算書の貸借対照表の「純資産の部合計」の数値を記載

※ コンソーシアムで申請される場合は、コンソーシアムを構成する企業・団体分（様式5-1）、研究機関分（様式5-2）についても作成して下さい。

(様式 5-2)

コンソーシアム研究機関概要

研究機関名		代表者役職・ 氏名	
所在地	〒 TEL :	URL :	
担当者	(所属) TEL :	(役職／氏名) E-mail :	
事業に参加する研究代表者の概要	所属学会		
	主たる研究・ 技術開発分野		
	研究・技術開 発キーワード		
	過去の研究・ 技術開発実績 (著書、研究論 文、特許等)、 または過去の 補助・委託事 業採択実績		

※ コンソーシアムで申請される場合、コンソーシアムを構成する研究機関分について作成して下さい。

〈問い合わせ先〉

〒001-0021 札幌市北区北 21 条西 12 丁目 北海道大学構内 コラボほっかいどう
公益財団法人北海道科学技術総合振興センター(ノーステック財団)
ビジネスソリューション支援部 桑田、福山、町田
TEL:011-792-6119
E-mail:hcluster@noastec.jp
URL:<https://www.noastec.jp>

応募申請を検討される方は、当財団に事前にご相談されることをお勧めいたします。